

第 28 回 定 時 株 主 総 会 資 料

(電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく書面交付請求による交付書面に記載しない事項)

■事業報告

「1. 企業集団の現況に関する事項」における次の事項

- (1) 当事業年度の事業の状況
- (2) 財産及び損益の状況
- (3) 対処すべき課題
- (4) 主要な事業内容
- (5) 主要な事業所
- (6) 従業員の状況
- (7) 主要な借入先の状況

「2. 会社の株式に関する事項」

「3. 会社の新株予約権等に関する事項」

「4. 会計監査人に関する事項」

「5. 業務の適正を確保するための体制」

「6. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」

「7. 会社の支配に関する基本方針」

「8. 剰余金の配当等の決定に関する方針」

■連結計算書類

- ・連結貸借対照表
- ・連結損益計算書
- ・連結株主資本等変動計算書
- ・連結注記表

■計算書類

- ・貸借対照表
- ・損益計算書
- ・株主資本等変動計算書
- ・個別注記表

■連結計算書類に係る会計監査報告

■計算書類に係る会計監査報告

■監査役会の監査報告

(2025年5月21日から2026年5月20日まで)

株式会社フスリのアオキホールディングス

上記事項につきましては、法令及び当社定款第19条第2項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様にご覧いただく電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当事業年度の事業の状況

事業の経過及びその成果

当連結会計年度（2025年5月21日～2026年5月20日）のわが国の経済情勢は、雇用・所得環境の改善やインバウンド需要の拡大を背景に、緩やかな回復基調で推移いたしました。一方で、長期化するロシア・ウクライナ情勢に加え、米国・イラン間を軸とした中東情勢の緊迫化など、地政学リスクの増大が世界経済に暗い影を落としております。これらの影響による原油をはじめとするエネルギー価格の高止まりや、不安定な為替相場を背景とした原材料価格の上昇、さらには人手不足等による人件費高騰が続いております。

国内においても物価上昇が継続しており、実質賃金の伸び悩みを背景に、消費者の生活防衛意識は依然として高く、購買行動における選別消費や低価格志向がより一層強まるなど、依然として先行きの不透明な経済環境が続いております。

ドラッグストア業界におきましては、M&Aによる再編や店舗数増加による競争の激化が顕著に見られており、それらが要因となる狭小商圏化など、当社を取り巻く経営環境は厳しい状況が続いております。

このような環境のもと、当社グループは地域の皆様から愛される店舗づくりを目指し、お客様の利便性向上と専門性の強化に努めてまいりました。調剤併設率の向上に加え、生鮮食品を含めたフードカテゴリーの拡充をさらに進めることで、「フード&ドラッグ」によるワンストップショッピングが可能な店舗形態への転換を加速しております。

店舗の新設につきましては、ドラッグストアを北信越に26店舗、東北に17店舗、関東に20店舗、東海に11店舗、関西に18店舗、四国に19店舗の合計111店舗を出店し、更なるドミナント化を推進しました。また、ドラッグストア併設調剤薬局を北信越に4薬局、東北に4薬局、関東に17薬局（うち1薬局はスーパーマーケットに併設）、東海に5薬局、関西に7薬局、四国に1薬局の合計38薬局を新規に開設いたしました。

一方、ドラッグストア8店舗を閉店し併設調剤薬局9薬局を閉局いたしました。

なお、2025年6月2日付で、食品スーパーを展開する株式会社ミワ商店（香川県）、2026年2月24日付で、食品スーパー事業等を展開する株式会社ティックス、株式会社スポット、株式会社魚栄商店、株式会社魚齋藤及び有限会社学友舎（新潟県）の全株式を取得しております。株式会社ミワ商店、株式会社スポット、株式会社魚栄商店及び株式会社魚齋藤は連結子会社にしてありますが、株式会社ティックス及び有限会社学友舎は非連結子会社としております。さらに、2026年2月24日付で、株式会社キューピット（新潟県）との間で、対象会社が展開する食品スーパー事業を当社子会社である株式会社クスリのアオキが事業譲受いたしました。これらに伴いスーパーマーケット37店舗を新規に取得いたしました。

これにより、当連結会計年度末の当社グループの店舗数は、ドラッグストア1,107店舗（うち調剤薬局併設692店舗）、調剤専門薬局6店舗、スーパーマーケット31店舗（うち調剤薬局併設1店舗）の合計1,144店舗となっております。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上高5,668億65百万円（前期比13.0%増）、営業利益270億96百万円（同1.9%増）、経常利益277億22百万円（同0.8%増）、親会社株主に帰属する当期純利益171億33百万円（同3.7%減）となりました。

当社グループは、当連結会計年度を含む、直近3連結会計年度において、過去最高の売上高を更新し、安定した財務基盤の構築と収益性の向上に努めてまいりました。今後も持続的な成長の実現に向けて、企業価値の向上を引き続き推進してまいります。

商品部門別の売上高の概況は、次のとおりであります。

イ. ヘルス部門（医薬品や健康食品等）

セルフメディケーション（自己治療）意識の高まりに応え、専門性の強化と品揃えの充実を行ってまいりました。その結果、ヘルス部門の売上高は463億67百万円（売上構成比8.2%、前期比4.4%増）となりました。

ロ. ビューティ部門（カウンセリング化粧品やフェイスクア商品等）

お客様の健康と美に対する関心の高まりに応え、品揃えの拡充やカウンセリング化粧品・フェイスクア商品・ヘアケア商品の販売強化を行ってまいりました。その結果、ビューティ部門の売上高は644億12百万円（同11.4%、同6.9%増）となりました。

ハ. ライフ部門（家庭用品等）

お客様の利便性の向上を図るために、主として家庭用品の品揃えの充実に、より一層努めてまいりました。その結果、ライフ部門の売上高は947億26百万円（同16.7%、同8.0%増）となりました。

ニ. フード部門（生鮮除く食品）

お客様の日常生活を支えるために、食品や飲料の品揃えの充実に、より一層努めてまいりました。その結果、フード部門の売上高は2,301億17百万円（同40.6%、同16.0%増）となりました。

ホ. 生鮮部門（青果、精肉、鮮魚、惣菜等）

お客様の利便性の向上を図るとともに豊かな食生活を支えるために、生鮮食品の品揃えの充実と導入店舗の拡大に、より一層努めてまいりました。その結果、生鮮部門の売上高は714億9百万円（同12.6%、同21.4%増）となりました。

ヘ. 調剤部門（薬局にて処方する医療用医薬品）

新規にドラッグストア併設調剤薬局38薬局を開局するとともに、接遇の充実に努めてまいりました。その結果、院外処方箋の枚数が増加し、調剤部門の売上高は598億31百万円（同10.5%、同15.3%増）となりました。

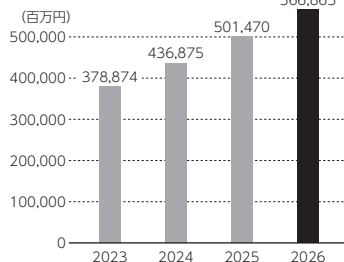
(2) 財産及び損益の状況

区分	第25期 2023年5月期	第26期 2024年5月期	第27期 (前連結会計年度) 2025年5月期	第28期 (当連結会計年度) 2026年5月期
売上高 (百万円)	378,874	436,875	501,470	566,865
経常利益 (百万円)	19,129	20,101	27,513	27,722
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	12,326	12,307	17,786	17,133
1株当たり当期純利益 (円)	130.31	130.11	175.42	176.95
総資産 (百万円)	274,301	303,453	352,464	410,937
純資産 (百万円)	98,546	117,420	145,759	141,038

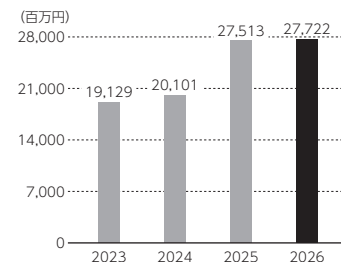
(注) 第28期の1株当たり当期純利益の算定の基礎となる期中平均発行済株式総数

96,829,723株

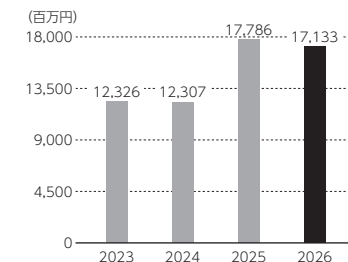
■売上高



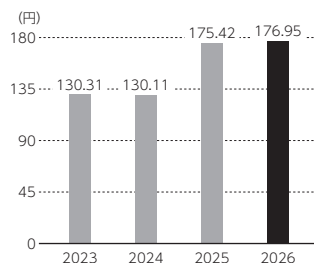
■経常利益



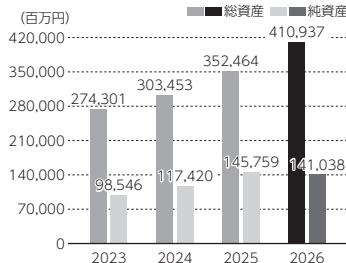
■親会社株主に帰属する当期純利益



■1株当たり当期純利益



■総資産／純資産



(3) 対処すべき課題

昨今の我が国においては、雇用・所得環境の改善やインバウンド需要の拡大を背景に、緩やかな回復基調で推移いたしました。一方で、長期化するロシア・ウクライナ情勢に加え、米国・イラン間を軸とした中東情勢の緊迫化など、地政学リスクの増大が世界経済に暗い影を落としております。これらの影響による原油をはじめとするエネルギー価格の高止まりや、不安定な為替相場を背景とした原材料価格の上昇、さらには人手不足等による人件費高騰が続いております。

国内においても物価上昇が継続しており、実質賃金の伸び悩みを背景に、消費者の生活防衛意識は依然として高く、購買行動における選別消費や低価格志向がより一層強まるなど、依然として先行きの不透明な経済環境が続いております。

このような環境下において、当社グループは地域の皆様から愛される店舗づくりを目指し、お客様の利便性向上と専門性の強化に努めてまいりました。調剤併設率の向上に加え、生鮮食品を含めたフードカテゴリーの拡充をさらに進めることで、「フード&ドラッグ」によるワンストップショッピングが可能な店舗形態への転換を加速しております。

(4) 主要な事業内容（2026年5月20日現在）

当社は、医薬品・化粧品・日用雑貨・食品・調剤薬局等の近隣型小売業を行う子会社の経営戦略・経営管理等の提供を行っております。

当社グループは、当社と連結子会社7社、非連結子会社2社、及び持分法非適用関連会社1社により構成されており、医薬品・化粧品・日用雑貨・食品、調剤薬局等の近隣型小売業の経営を主な事業としております。

(5) 主要な事業所（2026年5月20日現在）

当社本社 石川県白山市横江町5180番地

なお、当社グループの店舗数の状況は以下のとおりであります。

石川県108店舗、富山県102店舗、福井県64店舗、新潟県118店舗、長野県37店舗、群馬県92店舗、埼玉県41店舗、栃木県60店舗、茨城県60店舗、千葉県35店舗、山梨県7店舗、岐阜県72店舗、愛知県56店舗、三重県40店舗、静岡県21店舗、滋賀県46店舗、奈良県18店舗、京都府23店舗、大阪府16店舗、和歌山県1店舗、福島県24店舗、宮城県27店舗、岩手県26店舗、山形県15店舗、秋田県5店舗、愛媛県15店舗、香川県13店舗、高知県1店舗、徳島県1店舗

(6) 従業員の状況 (2026年5月20日現在)

① 企業集団の従業員の状況

区 分	従 業 員 数	前 期 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
男 性	3,900名	416名増	34.4歳	5.7年
女 性	2,455名	312名増	29.4歳	3.8年
合計又は平均	6,355名	728名増	32.5歳	4.9年

- (注) 1. その他に臨時雇用者 8,665名がおります。
2. 従業員数が前期末に比べ728名増加したのは、新規出店に伴う新規採用によるものです。

② 当社の従業員の状況

区 分	従 業 員 数	前 期 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
男 性	40名	1名増	39.3歳	11.2年
女 性	23名	3名増	29.2歳	7.0年
合計又は平均	63名	4名増	35.6歳	9.6年

- (注) 1. その他に臨時雇用者 3名がおります。
2. 平均勤続年数は、出向元の勤続年数を通算しております。

(7) 主要な借入先の状況 (2026年5月20日現在)

借 入 先	借 入 金 額 (百万円)
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	29,392
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	28,317
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	22,339
株 式 会 社 北 國 銀 行	11,452
株 式 会 社 日 本 政 策 投 資 銀 行	10,952
農 林 中 央 金 庫	10,091
株 式 会 社 北 陸 銀 行	7,764
株 式 会 社 福 井 銀 行	5,893
株 式 会 社 富 山 銀 行	2,687
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	2,390

2. 会社の株式に関する事項（2026年5月20日現在）

- | | |
|----------------|--------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 240,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 95,616,980株 |
| (3) 株主数 | 13,508名 |
| (4) 大株主（上位11名） | |

株主名	持株数(千株)	持株比率(%)
OASIS FUNDAMENTAL VALUE II (HONG KONG) LIMITED	13,378	14.08
イオン株式会社	9,720	10.23
合同会社青木二階堂	6,481	6.82
合同会社臨川書屋	6,481	6.82
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	5,138	5.41
株式会社ツルハ	4,860	5.11
合同会社A870	4,167	4.38
合同会社KS Aviation	3,658	3.85
合同会社HONJIN	3,649	3.84
合同会社STREAM	3,649	3.84
合同会社GARDEN	3,649	3.84

- (注) 1. 持株比率は自己株式（653,913株）を控除して計算しております。
2. 持株比率は小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

① 自己株式の取得（2025年7月3日決議）

2025年7月3日の当社取締役会決議により、以下のとおり新たな自己株式の取得枠を設定することを決議したとともに、2024年10月3日に決議した自己株式取得決議に基づく自己株式取得を中止することを決議しました。

1. 2024年10月3日に決議した自己株式取得決議に基づく自己株式の取得中止に係る事項

(1) 中止の理由

新たに決議した自己株式の取得枠に基づき自己株式取得を実施するため。

(2) 2024年10月3日開催の取締役会において決議された自己株式取得決議の内容

取得する株式の種類および数 普通株式 6,000,000株（上限）

取得価格の総額 20,000,000,000円（上限）

取得期間 2024年10月4日～2025年10月1日

2. 自己株式取得に係る事項の決定

(1) 自己株式の取得を行う理由

資本効率の向上及び株主還元の充実を図るため。

(2) 取得に係る事項の内容

取得する株式の種類および数	普通株式 6,000,000株 (上限)
取得価格の総額	22,000,000,000円 (上限)
取得期間	2025年7月4日～2026年6月30日

② 自己株式の取得 (2025年12月25日決議)

2025年7月3日に決議した自己株式取得決議に基づく自己株式の取得が全て終了したことを受け、2025年12月25日の当社取締役会において、以下のとおり、新たな自己株式の取得枠を設定することを決議しました。

自己株式取得に係る事項の決定

(1) 自己株式の取得を行う理由

株主還元の充実を図るとともに、経営環境に応じた機動的な資本政策を遂行するため。

(2) 取得に係る事項の内容

取得する株式の種類および数	普通株式 6,000,000株 (上限)
取得価格の総額	24,000,000,000円 (上限)
取得期間	2025年12月26日～2026年12月25日

③ 自己株式の消却

2025年11月6日の当社取締役会決議により、以下のとおり自己株式の消却を決議しました。

消却する株式の種類	普通株式
消却する株式の数	9,480,700株
消却日	2025年11月20日

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 会社役員が有する新株予約権等のうち、職務執行の対価として交付されたものに関する事項
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に使用人等に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等に関する事項
該当事項はありません。
- (3) その他の新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 仰星監査法人

(2) 会計監査人に対する報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	20百万円
当社及び当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	52百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条に定める監査役全員の同意による解任のほか、会計監査人の適切な職務執行が困難と認められる場合には、監査役会の決定に従い、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を株主総会に提出いたします。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と仰星監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づく、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しておりません。

5. 業務の適正を確保するための体制

当社及び当社子会社（以下、「当社グループ」という）の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制の概要は次のとおりであります。

(1) 当社グループの役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

①当社は、当社グループの役員及び使用人が法令及び定款を遵守し、かつ社会的責任及び社会規範に基づいた行動を取るために、当社グループ共通の企業行動基準である「企業倫理規程」を定め、それをすべての役員、使用人に周知させるものとする。

②社長直轄の内部統制推進室をコンプライアンス担当部署とし、当社グループ全体のコンプライアンス維持及び推進の観点から、規程・ガイドライン等の策定及び改定、当社グループ内における監督・指導、各部門の業務の状況の監査及び使用人教育等を行い、当社グループ各社、各部署を横断的に統括する。

③法令や社内規程上疑義のある行為等について、当社グループの使用人が直接情報提供を行うための手段として「コンプライアンス・ホットライン運用規程」に基づく「コンプライアンス・ホットライン」を設置する。社内窓口に併せて、社外の弁護士による通報・相談窓口を設置し、適正に運用する。

④反社会的勢力への対応については、「反社会的勢力との関係遮断に関する基本方針」「反社会的勢力排除規程」にその対応方針を明示し、反社会的勢力とは取引関係その他一切の関わりを持たず、不当な要求に対しては当社グループ全体で毅然とした態度で対応する。

⑤当社は、複数の社外取締役及び社外監査役を選任することにより、当社グループ内の取締役会における取締役の職務執行に対して監視・監督機能を確保する。

(2) 当社グループの取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社グループの取締役の職務の執行に係る情報は、「文書管理規程」に則って、書面または電磁的方法により、適切に記録、保存、管理及び廃棄する。取締役及び監査役は、常時、これらの情報を記録した文書等を閲覧できるものとする。

(3) 当社グループの機会及び損失の危険の管理に関する規程その他の体制

内部統制推進室は、当社グループの新たな機会及びリスクの識別、評価及び必要とされる対応策の提案を行うものとする。グループリスク管理委員会（委員長 管理担当取締役）は、「リスク管理規程」に則って、コンプライアンス、環境、災害、品質及び情報セキュリティ等に係る機会及びリスク発生時における迅速な対応を行う。

グループリスク管理委員会は、対応策が検討されていない新たな機会及びリスクが生じ、その機会及びリスクの影響が重大である場合には、速やかに取締役会に報告し、取締役会において責任者を選任することにより、新たな機会及びリスクに対して迅速かつ適切に対応していくものとする。

(4) 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社グループは、中期経営計画に基づき、取締役会において取締役及び使用人が共有する全社的な目標を定める。そして、同目標を達成するため、当社グループの各取締役は、各社・各部門の具体的な目標を設定し、「職務権限規程」「業務分掌規程」に基づき業務執行を行う。

各責任者等は、全社的な目標に対する進捗状況を適宜、担当取締役に報告する。

(5) 当社及びその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループの経営管理については、「関係会社管理規程」を制定し、それに準拠して行う。内部統制推進室は、当社グループの経営状況等を監査し、問題があると認めた場合には、当社グループの取締役会、監査役及び監査役会に報告するものとする。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び、監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役は、内部統制推進室の使用人に監査に必要な業務を命じることができるものとする。監査役より監査に必要な命令を受けた使用人は、上記業務の遂行にあたって、当該監査役の指揮命令のみに従い、取締役及び内部統制推進室長等当該使用人の属する組織の上長の指揮命令を受けないものとする。

また、人事異動に関しては、事前に監査役と協議したうえで、その同意を得なければならないものとする。

(7) 当社グループの取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役は、当社グループの重要会議に出席することにより、業務執行状況を把握する。また、監査役は、前記の会議に付議されない報告等の重要な書類を閲覧し、必要に応じて説明を受ける。

当社グループの取締役及び使用人は、法定の報告事項のみならず、当社グループに重大な影響を及ぼす事実を知った場合には、速やかに監査役に報告しなければならない。

(8) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

監査役への報告を行った者に対して当該報告をしたことを理由として、不利な取り扱いをすることを禁止する。なお、「コンプライアンス・ホットライン運用規程」では、利用者（通報者）がコンプライアンス・ホットラインを利用したことを理由に、当該通報者に対し不利な取り扱いを行ってはならない旨を定めている。

(9) 監査役 of 職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理する。

(10) その他監査役 of 監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会 of 意見形成の質を高めるために、社外監査役（補欠監査役も含む）のうち 1 名は弁護士を選任することを原則とする。

監査役会による取締役からの個別ヒアリングの機会を年 2 回以上設ける。また、監査役会と代表取締役 of 意見交換会及び監査法人と代表取締役 of 意見交換会を定期的に開催する。

(11) **財務報告に係る内部統制の整備及び運用のための体制**

金融商品取引法その他の関係法令及び「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準」（金融庁・企業会計審議会公表）等に基づき、「財務報告に係る内部統制の基本方針」を定める。取締役会は、同基本方針に則り、内部統制委員会（委員長 代表取締役社長）を設置し、財務報告に係る内部統制を整備し、継続的に運用する。

内部統制推進室は、財務報告に係る内部統制のモニタリングを行い、内部統制委員会は、そのモニタリング結果を踏まえて、財務報告に係る内部統制の有効性判断の検討及び承認を行う。

6. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(1) **取締役会における決議内容の概要**

当社は、当事業年度において、事業拡大等のための投資計画、M&A、重要な組織の設置、変更及び廃止、重要な規程の改定等の決議を行っております。

(2) **当期における主な取組の概要**

① **リスクマネジメント**

イ. 「リスク管理規程」に基づきグループリスク管理委員会を開催し、当社グループにおける機会及びリスク管理に関する方針について継続して議論しております。当期は11回開催し、発生しうる機会及びリスクに対しての議論を行い、取締役会への報告を実施いたしました。

ロ. 環境対策に関する取組として、一部店舗において、太陽光パネル、電力監視装置及びエネルギー制御システム等の導入を推進するなど、無駄なエネルギーの排出を抑制する取組を行っております。

ハ. 災害に関する取組として、災害対策マニュアル等により、有事に備えて会社として対応できる体制の運用を継続しております。

ニ. 情報セキュリティに関する取組として、外部からの不正なアクセスや社内での重要な情報の漏えい防止のために、必要な物理的セキュリティ対策及び技術的セキュリティ対策を講じ、また、従業員に対しても情報管理に関する教育や通達等、情報セキュリティに関する意識の向上のための活動も行っております。

ホ. 社内マニュアル等により、適切な労務管理方法を当社従業員に対して周知し、36協定の遵守及び年次有給休暇の運用等、労働環境の改善に継続して努めております。

ヘ. その他リスクマネジメント全般について、平時においては期中発生した事業に特に大きな影響を与えると思われるリスクに対して、その都度、各部門責任者が直接に取締役へ対策等の提案を行い、取締役から対応を指示しております。

② コンプライアンス

- イ. 当社グループは、当社従業員に対し、その階層に応じて必要なコンプライアンスについて、社内研修での教育及び会議体等での説明を行い、法令及び定款を遵守するための取組を継続的に行っております。
- また、当社グループの内部通報制度である「コンプライアンス・ホットライン」についても、全従業員に対して周知を継続しております。
- ロ. グループリスク管理委員会について、特にコンプライアンスに関して具体的に議論するための下部組織としてコンプライアンス委員会（事務局 内部統制推進室法務課）を設置しております。コンプライアンス違反が発生した際、その重要性に応じて、情報共有および具体的な対応策・再発防止策の検討について協議しております。

③ 内部監査体制及び財務報告に係る内部統制の評価

内部統制推進室がリスクベースの内部監査計画に基づきグループ内の業務について監査を実施し、株式会社クサリのアオキホールディングスにおいて、代表取締役社長、取締役会及び監査役会等に結果を報告しております。また、グループ内の財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な評価範囲を決定のうえ、財務報告に係る内部統制の評価を行っております。

④ 重要な規程の改定

情報セキュリティ対策強化のため、システム管理規程の改定を行っております。社内の各システムの管理責任者を明確化したほかに、重要なシステムは専門性の高いIT部門を中心に管理運用する体制としました。

その他、多様な働き方のニーズと優秀な人材の維持・確保に対応するため、就業規則類の内容の見直し及び必要に応じて改廃を行っております。

⑤ 人的資本の取組

当社グループはすべてのステークホルダーの人権を尊重し、安全・安心を確保することを使命とし、国際人権規範やILO基準、ビジネスと人権に関する指導原則を遵守しております。また、人権方針を策定し、人権デュー・ディリジェンスの体制構築やグループリスク管理委員会での課題把握・対策を進め、持続的に改善に努めております。

7. 会社の支配に関する基本方針

当社は、財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容の概要は以下のとおりであります。

(1) 基本方針の内容の概要

上場会社である当社における当社株式等は、当社株主及び投資家の皆さまによる自由な取引が認められているため、当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方について、最終的には、当社株主の皆さまの意思に基づいて決定されることを基本とすべきと考えております。

しかしながら、事前に対象者の取締役会の賛同を得ずに実施される上場株式等の大量株式取得の中には、株式等を買集め、濫用的な会社運営を行い、多数派株主として自己の利益を追求することのみを目的とするもの等、企業価値ひいては株主の共同の利益を毀損するおそれのある株式等の大量株式取得も見受けられます。

当社といたしましては、このような当社の企業価値及び当社株主の皆さまの共同の利益を毀損するおそれのある当社株式等の大量株式取得を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えております。そのため、このような者による当社株式等の大量株式取得に対しては、必要かつ相当な対応措置を採ることで、当社の企業価値及び当社株主の皆さまの共同の利益を確保する必要があると考えております。

(2) 基本方針の実現に資する特別な取組みについての概要

当社は、1869年に石川県において薬種商として創業した「青木二階堂」から数えて157年間、単独企業として成長を続け、現在の姿となっております。当社は、「健康と美と衛生を通した社会貢献」という経営理念のもと、社会から信頼されるドラッグストア及び調剤薬局の運営を目指してまいりました。

当社の基本的なストアコンセプトは「利便性と専門性」であり、2025年12月25日に開示しました「50周年ビジョン（2026年5月期～2035年5月期）及び第4次中期経営計画（2026年5月期～2030年5月期）策定に関するお知らせ」において基本方針として定めました「フード&ドラッグ+調剤の進化」にありますように、フード部門の利便性とドラッグ・調剤部門の専門性を兼ね備えた店舗を実現し、地域のお客様の「便利な暮らし」と「ずっと笑顔で」健康に過ごせることを目的とするものであります。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、当社株式等の大量株式取得に関わる提案に対し、当社株主の皆さまが判断に必要とされる十分な情報と時間を確保することを目的として、2026年2月17日開催の臨時株主総会において「当社株式の大量取得行為に関わる対応方針（買収への対応方針）」（以下、「本件方針」といいます。）を導入いたしました。取締役会としましては、大量株式取得者による情報提供に関するルール及び当社による対抗措置の発動をその内容とする本件方針を設定することとしました。

詳細は2026年1月16日に開示したニュースリリース(https://kusuri-aoki-hd.co.jp/wp-content/uploads/2026/01/news_release_20260116_01.pdf)をご参照ください。

(4) 具体的な取り組みに対する当社取締役会の判断およびその理由の概要

1. 買収防衛策に関する指針等の趣旨を踏まえたものであること

本件方針は、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の内容、企業価値研究会が2008年6月30日に公表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の提言内容、経済産業省が2023年8月31日に公表した「企業買収における行動指針―企業価値の向上と株主利益の確保に向けて―」、並びに、東京証券取引所の定める平時の買収防衛策に関する、買収防衛策の導入に係る規則及び同取引所が有価証券上場規程の改正により導入し、2015年6月1日より適用を開始した「コーポレートガバナンス・コード」（2021年6月11日の改訂後のもの）の「原則1－5.いわゆる買収防衛策」の趣旨を踏まえて策定されており、これらの指針等に定められる要件は、本件方針においても充足されております。

2. 株主意思の尊重（当社株主の皆さまのご意思を直接的に反映する仕組みであること）

本件方針は、2026年2月17日に開催された当社臨時株主総会において、当社株主の皆さまのご承認を得た上で導入されたものです。また、その後の当社株主総会において本件方針の変更又は廃止の決議がなされた場合には、本件方針も当該決議に従い変更又は廃止されることとなります。従いまして、本件方針の継続、変更及び廃止には、当社株主の皆さまのご意思が十分反映される仕組みとなっています。

3. 取締役の恣意的判断の排除

本件方針においては、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、対抗措置の発動等を含む本件方針の運用に関する決議及び勧告を客観的に行う取締役会の諮問機関として独立委員会を設置しております。独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、当社社外取締役又は専門家委員から選任される委員3名以上により構成されます。また、当社は、必要に応じ独立委員会の判断の概要について当社株主及び投資家の皆さまに適時情報開示を行うこととし、当社の企業価値・株主共同の利益に資するよう本件方針の透明な運営が行われる仕組みを確保しています。

4. デッドハンド型買収防衛策又はスローハンド型買収防衛策ではないこと

本件方針は、当社株主総会において選任された取締役により構成される当社取締役会の決議によっていつでも廃止することができるため、いわゆるデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）又はスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）ではありません。

8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定めることができる旨を定款に規定しております。

配当につきましては、株主の皆様への還元をより一層強化するため、株主還元方針の抜本的見直しを行い、配当性向を30%へと引き上げることといたしました。

内部留保資金につきましては、今後予想される一層の競争激化に対処すべく、経営基盤のさらなる充実・強化のため、新規店舗の開設並びに既存店舗の改装などの有効投資に活用し、業績の向上に努め、株主の皆様のご期待に応えてまいりたいと考えております。

当事業年度の期末配当につきましては、1株当たり8円の普通配当に、40円の記念配当を加え、合計48円とすることといたしました。すでに、2026年1月23日にお支払いいたしました中間配当金1株当たり8円とあわせまして、年間配当金は1株当たり56円（普通配当16円、記念配当40円）となります。

本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連 結 貸 借 対 照 表

(2026年5月20日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	164,033
現金及び預金	58,931
売掛金	17,793
商品	63,778
未収入金	22,375
その他	1,215
貸倒引当金	△61
固定資産	246,903
有形固定資産	196,278
建物及び構築物	152,407
機械装置及び運搬具	8,739
土地	10,181
リース資産	9,196
建設仮勘定	9,482
その他	6,271
無形固定資産	18,906
のれん	13,600
その他	5,306
投資その他の資産	31,718
投資有価証券	9,594
敷金及び保証金	10,508
繰延税金資産	4,662
その他	6,962
貸倒引当金	△10
資産合計	410,937

科目	金額
負債の部	
流動負債	124,610
支払手形及び買掛金	71,330
短期借入金	150
1年内返済予定長期借入金	21,888
未払金	14,020
未払法人税等	3,891
契約負債	2,906
賞与引当金	2,158
ポイント引当金	30
災害損失引当金	11
店舗閉鎖損失引当金	958
その他	7,265
固定負債	145,287
長期借入金	119,901
リース債務	7,835
役員退職慰労引当金	539
資産除去債務	16,072
その他	939
負債合計	269,898
純資産の部	
株主資本	136,559
資本金	16,749
資本剰余金	17,304
利益剰余金	105,055
自己株式	△2,550
その他の包括利益累計額	4,478
その他有価証券評価差額金	4,478
純資産合計	141,038
負債・純資産合計	410,937

連 結 損 益 計 算 書

(2025年5月21日から2026年5月20日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		566,865
売上原価		417,367
売上総利益		149,497
販売費及び一般管理費		122,400
営業利益		27,096
営業外収益		
受取利息	217	
受取配当金	181	
受取手数料	358	
賃貸収入	654	
補助金収入	147	
固定資産受贈益	31	
その他	828	2,418
営業外費用		
支払利息	1,264	
賃貸収入原価	168	
その他	359	1,792
経常利益		27,722
特別利益		
固定資産売却益	57	
投資有価証券売却益	15	72
特別損失		
固定資産売却損	1	
固定資産除却損	194	
減損損失	2,503	
投資有価証券評価損	408	
災害による損失	123	
災害損失引当金繰入額	11	
店舗閉鎖損失引当金繰入額	468	3,712
税金等調整前当期純利益		24,083
法人税、住民税及び事業税	7,670	
法人税等調整額	△720	6,949
当期純利益		17,133
非支配株主に帰属する当期純利益		－
親会社株主に帰属する当期純利益		17,133

連結株主資本等変動計算書

(2025年5月21日から2026年5月20日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	16,749	17,748	123,013	△12,746	144,765
当期変動額					
剰余金の配当			△1,469		△1,469
親会社株主に帰属する 当期純利益			17,133		17,133
自己株式の取得				△23,869	△23,869
自己株式の消却		△443	△33,622	34,066	－
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					－
当期変動額合計	－	△443	△17,958	10,196	△8,205
当期末残高	16,749	17,304	105,055	△2,550	136,559

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利益 累計額合計	
当期首残高	993	993	145,759
当期変動額			
剰余金の配当			△1,469
親会社株主に帰属する 当期純利益			17,133
自己株式の取得			△23,869
自己株式の消却			－
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	3,484	3,484	3,484
当期変動額合計	3,484	3,484	△4,721
当期末残高	4,478	4,478	141,038

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数 7社

連結子会社の名称 株式会社クスリのアオキ
株式会社ナルックス
株式会社フクヤ
株式会社ミワ商店
株式会社スポット
株式会社魚栄商店
株式会社魚齋藤

(連結の範囲の変更)

当連結会計年度において、株式会社ミワ商店の株式を取得したため、新たに連結の範囲に含めております。また、株式会社スポットの株式を取得したため、同社及びその子会社2社を新たに連結の範囲に含めております。

なお、当社の連結子会社であった株式会社ハッピーテラダは、同じく当社の連結子会社である株式会社クスリのアオキを吸収合併存続会社とする吸収合併により消滅したため、連結の範囲から除外しております。

② 非連結子会社の数 2社

非連結子会社の名称 株式会社ティックス
有限会社学友舎

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社はいずれも小規模であり、各社の総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金がいずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲に含めておりません。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法適用の関連会社の名称等

該当事項はありません。

② 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の数 3社

非連結子会社の名称 株式会社ティックス

有限会社学友舎

関連会社の名称 株式会社A 2 ロジ

(持分法を適用していない理由)

持分法を適用していない関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、株式会社ミワ商店の決算日は2月28日、株式会社スポット及びその子会社2社の決算日は8月31日となっております。連結計算書類の作成に当たり、株式会社スポット及びその子会社2社については2月28日現在で実施した本決算に準じた仮決算に基づく計算書類を使用しております。また、その他の会社については連結子会社の決算日現在の計算書類を使用しております。

ただし、同決算日から連結決算日5月20日までの期間に発生した重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券の評価基準及び評価方法

関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

ロ．棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品（調剤に用いる薬剤等を除く）

主に総平均法による原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）

商品（調剤に用いる薬剤等）

売価還元法による原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ．有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）、及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物、並びに太陽光発電に係る機械装置については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 15年～34年

機械装置及び運搬具 17年

ロ．無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

ハ．リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零（残価保証の取り決めがある場合は残価保証額）とする定額法を採用しております。

③ 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは下記の5ステップアプローチに基づき収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する。

ステップ5：履行義務の充足時に（または充足するにつれて）収益を認識する。

当社グループは、医薬品・化粧品・日用雑貨・食品・調剤薬局等の近隣型小売事業という単一セグメントでの事業を行っております。商品を顧客に引き渡した時点で顧客が当該商品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、商品を顧客に引き渡した時点で収益を認識しております。

他社が運営するポイント制度については、取引価格から減額する方法を採用しております。

受託販売に係る収益については、顧客への財又はサービスの提供における役割が代理人に該当する取引について、当該対価の総額から他の当事者に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法を採用しております。

なお、当社グループは会員顧客向けのポイントプログラムを運営しており、売上高等に応じて付与するポイントは、将来当社グループによるサービスを受けるために利用することができます。付与したポイントは履行義務として識別し、使用実績率等を考慮した算定した独立販売価格を基礎として取引価格を配分することで、契約負債の金額を算定しております。契約負債は、ポイント利用時及び失効時に取り崩しを行い、収益を認識しております。

履行義務を充足してから対価を受領するまでの期間は、通常は1年以内であるため、当該顧客との契約に基づく債権について、重要な金融要素の調整は行っておりません。

④ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を吟味し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員の賞与の支出に充てるため、支給見込額を計上しております。

ハ. ポイント引当金

ポイントカード制度により販売促進を目的として顧客に付与したポイントの使用に備えるため、将来使用されると見込まれる額を計上しております。

ニ. 店舗閉鎖損失引当金

店舗閉店に伴い発生する損失に備え、店舗閉店により合理的に見込まれる中途解約違約金等の閉店関連損失見込み額を計上しております。

ホ. 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく連結会計年度末要支給額を計上しております。

ヘ. 災害損失引当金

被災した設備の修繕や撤去に備え、将来発生すると見込まれる費用を計上しております。

⑤ のれんの償却に関する事項

のれんはその効果の発現する期間を個別に見積り、償却期間を決定した上で定額法により償却しております。

⑥ その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理方法

資産に係る控除対象外消費税等は発生連結会計年度の期間費用としております。

2. 表示方法の変更に関する注記

(連結損益計算書)

前期において、特別損失の「その他」に含めて表示していた「投資有価証券評価損」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することといたしました。なお、前連結会計年度の「その他」に含まれていた「投資有価証券評価損」の金額は19百万円であります。

3. 会計上の見積りに関する注記

(固定資産の減損)

(1) 連結計算書類に計上した金額

減損損失	2,503百万円
有形固定資産	196,278百万円
無形固定資産	18,906百万円
投資その他の資産	31,718百万円

(2) 見積りの内容に関するその他の情報

当社グループは、固定資産の減損に係る回収可能性の評価にあたり、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主に店舗を基本単位とした資産のグルーピングを行っております。このうち、当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

割引前将来キャッシュ・フローの見積りには、店舗別の収益予測、原価率、経費率等の重要な仮定が用いられております。事業計画や市場環境の変化により、見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、減損処理が必要となる可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 101,391百万円

(2) コミットメントライン契約

当社グループは資金調達の機動性及び安定性の確保を目的として、取引金融機関1行とコミットメントライン契約を締結しております。

当連結会計年度末におけるコミットメントライン契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

コミットメントラインの総額	2,000百万円
借入実行残高	—
差引	2,000百万円

(3) 担保に供している資産及び担保に係る債務

①担保に供している資産

建物	137百万円
土地	200百万円
計	338百万円

②担保に係る債務

預り保証金	3百万円
預り敷金	3百万円
計	6百万円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数 (株)	当連結会計年度増加 株式数 (株)	当連結会計年度減少 株式数 (株)	当連結会計年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	105,097,680	－	9,480,700	95,616,980
合計	105,097,680	－	9,480,700	95,616,980
自己株式				
普通株式	3,994,689	6,139,924	9,480,700	653,913
合計	3,994,689	6,139,924	9,480,700	653,913

(注) 1. 普通株式の発行済株式総数の減少9,480,700株は自己株式の消却によるものであります。

2. 自己株式の増加6,139,924株は、単元未満株式の買取による増加24株、2024年10月3日取締役会決議による自己株式の取得による増加530,700株及び2025年7月3日取締役会決議による自己株式の取得による増加5,609,200株であります。また、自己株式の減少9,480,700株は自己株式の消却によるものであります。

(2) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効 力 発 生 日
2025年7月3日 取 締 役 会	普 通 株 式	707	7.00	2025年5月20日	2025年8月4日
2025年12月25日 取 締 役 会	普 通 株 式	762	8.00	2025年11月20日	2026年1月23日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決 議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効 力 発 生 日
2026年7月2日 取 締 役 会	普 通 株 式	利益剰余金	4,558	48.00	2026年5月20日	2026年8月4日

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金調達については、設備投資計画に照らして主に銀行借入によっております。また、資金調達の機動性及び安定性の確保を目的としてコミットメントライン契約を締結しております。余裕資金が生じる場合の資金運用については安全性の高い金融資産に限定し、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金及び未収入金は、取引先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの与信・債権管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としております。投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、市況や取引先との関係を勘案し保有状況を継続的に見直しております。

敷金及び保証金は、主に土地、建物の賃借時に差入れているものであり、差入先の信用リスクに晒されておりますが、定期的に差入先ごとの期日及び残高管理をするとともに、与信・債権管理規程に従い、必要に応じてリスクの軽減を図っております。

営業債務である支払手形及び買掛金並びに未払金は、そのほとんどが支払までの期間は短期となっております。また、借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に新規店舗の建物建築・設備購入資金等の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後最長で15年であります。これらは資金調達に係る流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは年次及び月次の資金繰計画表を作成・更新し資金の状況を把握するとともに、資金調達の機動性及び安定性の確保を目的として、取引金融機関1行とコミットメントライン契約を締結し、流動性リスクを管理しております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価は、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件を採用しているため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

①2026年5月20日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券 その他有価証券	9,141	9,141	－
(2) 敷金及び保証金	10,283	9,949	△334
資産計	19,425	19,091	△334
(3) 長期借入金	141,789	137,307	△4,482
(4) リース債務	11,244	11,187	△57
負債計	153,034	148,494	△4,539

(注) 1. 「現金及び預金」、「売掛金」、「未収入金」、「支払手形及び買掛金」、「短期借入金」、「未払金」については、現金であること及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

2. 市場価格のない株式等は「(1) 投資有価証券 (2) 敷金及び保証金」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表価額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
投資有価証券（非上場株式）	23
投資有価証券（関連会社株式）	429
敷金及び保証金	224

3. 「長期借入金」、「リース債務」には1年内返済予定分を含んでおります。

② 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	50,807	－	－	－
売掛金	17,793	－	－	－
未収入金	22,375	－	－	－
敷金及び保証金	0	1,086	1,355	7,831
合計	90,977	1,086	1,355	7,831

③ 長期借入金、リース債務の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
短期借入金	150	－	－	－
長期借入金	21,888	79,149	40,613	138
リース債務	3,409	7,237	597	－
合計	25,447	86,386	41,211	138

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いた算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数利用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 其他有価証券 株式	9,141	－	－	9,141
資産計	9,141	－	－	9,141

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	－	9,949	－	9,949
資産計	－	9,949	－	9,949
長期借入金	－	137,307	－	137,307
リース債務	－	11,187	－	11,187
負債計	－	148,494	－	148,494

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

敷金及び保証金

合理的に見積った将来キャッシュ・フローを、国債の利回りで割り引いた現在価値から算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値によって算出しており、レベル2の時価に分類しております。

リース債務

元利金の合計額を、新規にリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値によって算出しており、レベル2の時価に分類しております。

7. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

8. 減損損失に関する注記

(1) 減損損失の内訳

用途	場所	種類	減損損失（百万円）
店舗	石川県他	建物及び構築物	1,377
		リース資産	187
		その他	937
合計			2,503

(2) 経緯

当連結会計年度において、主に連結子会社である株式会社クスリのアオキにおきまして閉店を予定している店舗、及び収益性が低下した店舗について、減損損失を認識いたしました。

(3) グループिंगの方法

キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主として店舗を基本単位とし、また売却予定資産、及び将来の使用が見込まれていない遊休資産等については個々の物件単位でグループングしております。

(4) 回収可能価額の算定方法等

回収可能価額は、使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを7.71%で割り引いて算定しております。

9. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは、医薬品・化粧品・日用雑貨・食品・調剤薬局等の近隣型小売事業という単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益の内訳は以下のとおりです。

ヘルス	46,367百万円
ビューティ	64,412百万円
ライフ	94,726百万円
フード	230,117百万円
生鮮	71,409百万円
調剤	59,831百万円
顧客との契約から生じる収益	566,865百万円
その他の収益	－
外部顧客への売上高	566,865百万円

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4) 会計方針に関する事項 ③ 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

- (3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係ならびに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

① 契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	21,573
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	17,793
契約負債（期首残高）	2,637
契約負債（期末残高）	2,906

当社グループにおいて、お買い物の支払いに充当できるポイントを付与するサービスを実施しており、顧客に付与したポイントについて、サービスを提供する履行義務を充足するまで、契約負債として認識しております。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループは、残存履行義務に配分した取引価格はありません。

10. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 1,485円19銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 176円95銭 |

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

12. その他の注記

該当事項はありません。

~~~~~  
(注) 連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表に記載の金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 貸 借 対 照 表

(2026年5月20日現在)

(単位：百万円)

| 科目              | 金額            |
|-----------------|---------------|
| <b>資産の部</b>     |               |
| <b>流動資産</b>     | <b>58,223</b> |
| 現金及び預金          | 11,754        |
| 未収入金            | 142           |
| 短期貸付金           | 46,322        |
| その他             | 4             |
| <b>固定資産</b>     | <b>28,344</b> |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>0</b>      |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>1</b>      |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>28,341</b> |
| 関係会社株式          | 22,823        |
| 長期貸付金           | 5,450         |
| 繰延税金資産          | 67            |
| <b>資産合計</b>     | <b>86,567</b> |

| 科目              | 金額            |
|-----------------|---------------|
| <b>負債の部</b>     |               |
| <b>流動負債</b>     | <b>1,929</b>  |
| 1年内返済予定の長期借入金   | 1,700         |
| 未払金             | 69            |
| 未払法人税等          | 85            |
| 賞与引当金           | 71            |
| その他             | 1             |
| <b>固定負債</b>     | <b>10,907</b> |
| 長期借入金           | 10,780        |
| 役員退職慰労引当金       | 126           |
| <b>負債合計</b>     | <b>12,836</b> |
| <b>純資産の部</b>    |               |
| <b>株主資本</b>     | <b>73,731</b> |
| 資本金             | 16,749        |
| 資本剰余金           | 15,749        |
| 資本準備金           | 15,749        |
| 利益剰余金           | 43,782        |
| 利益準備金           | 129           |
| その他利益剰余金        | 43,652        |
| 繰越利益剰余金         | 43,652        |
| 自己株式            | △2,550        |
| <b>純資産合計</b>    | <b>73,731</b> |
| <b>負債・純資産合計</b> | <b>86,567</b> |

# 損 益 計 算 書

(2025年5月21日から2026年5月20日まで)

(単位：百万円)

| 科目           | 金額  |        |
|--------------|-----|--------|
| 営業収益         |     | 32,845 |
| 営業費用         |     | 1,145  |
| 営業利益         |     | 31,700 |
| 営業外収益        |     |        |
| 受取利息         | 200 |        |
| その他          | 2   | 203    |
| 営業外費用        |     |        |
| 支払利息         | 99  |        |
| 自己株式取得関連費用   | 31  |        |
| 支払手数料        | 17  |        |
| その他          | 0   | 148    |
| 経常利益         |     | 31,755 |
| 特別損失         |     |        |
| 関係会社株式評価損    | 408 | 408    |
| 税引前当期純利益     |     | 31,346 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 186 |        |
| 法人税等調整額      | △8  | 178    |
| 当期純利益        |     | 31,168 |

# 株主資本等変動計算書

(2025年5月21日から2026年5月20日まで)

(単位：百万円)

|             | 株主資本   |        |                |              |       |                                    |              |
|-------------|--------|--------|----------------|--------------|-------|------------------------------------|--------------|
|             | 資本金    | 資本剰余金  |                |              | 利益剰余金 |                                    |              |
|             |        | 資本準備金  | そ の 他<br>資本剰余金 | 資本剰余金<br>合 計 | 利益準備金 | その他利益<br>剰 余 金<br>繰 越 利 益<br>剰 余 金 | 利益剰余金<br>合 計 |
| 当期首残高       | 16,749 | 15,749 | 26,887         | 42,636       | 129   | 21,132                             | 21,262       |
| 事業年度中の変動額   |        |        |                |              |       |                                    |              |
| 剰余金の配当      |        |        |                |              |       | △1,469                             | △1,469       |
| 当期純利益       |        |        |                |              |       | 31,168                             | 31,168       |
| 自己株式の取得     |        |        |                |              |       |                                    |              |
| 自己株式の消却     |        |        | △26,887        | △26,887      |       | △7,178                             | △7,178       |
| 事業年度中の変動額合計 | －      | －      | △26,887        | △26,887      | －     | 22,519                             | 22,519       |
| 当期末残高       | 16,749 | 15,749 | －              | 15,749       | 129   | 43,652                             | 43,782       |

|             | 株主資本    |         | 純資産合計   |
|-------------|---------|---------|---------|
|             | 自己株式    | 株主資本合計  |         |
| 当期首残高       | △12,746 | 67,902  | 67,902  |
| 事業年度中の変動額   |         |         |         |
| 剰余金の配当      |         | △1,469  | △1,469  |
| 当期純利益       |         | 31,168  | 31,168  |
| 自己株式の取得     | △23,869 | △23,869 | △23,869 |
| 自己株式の消却     | 34,066  | －       | －       |
| 事業年度中の変動額合計 | 10,196  | 5,828   | 5,828   |
| 当期末残高       | △2,550  | 73,731  | 73,731  |

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法

(2) 引当金の計上基準

① 賞与引当金

従業員の賞与の支出に充てるため、支給見込額を計上しております。

② 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(3) 収益及び費用の計上基準

当社の収益は、子会社への経営指導及び経営管理、並びに関係会社受取配当金となります。経営指導及び経営管理に関しては、子会社に役務を提供した時点で、履行義務が充足されるため、当該時点で収益を認識しております。受取配当金については、配当金の効力発生日において収益を認識しております。

### 2. 貸借対照表に関する注記

(1) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権

46,464百万円

短期金銭債務

33百万円

長期金銭債権

5,450百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

5百万円

### 3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

営業収益

32,845百万円

営業費用

8百万円

営業取引以外の取引高

受取利息

74百万円

#### 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数

|      |          |
|------|----------|
| 普通株式 | 653,913株 |
|------|----------|

#### 5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生的主要原因別の内訳

繰延税金資産

|           |       |
|-----------|-------|
| 賞与引当金     | 22百万円 |
| 未払事業税等    | 5百万円  |
| 役員退職慰労引当金 | 39百万円 |
| その他       | 0百万円  |
| 繰延税金資産合計  | 67百万円 |

## 6. 関連当事者との取引に関する注記

### 子会社等

| 種類  | 会社等の<br>名称          | 所在地        | 資本金<br>又は<br>出資金<br>(百万円) | 事業の<br>内容                                             | 議決権等<br>の所有<br>(被所有)<br>割合 | 関連当事者<br>との関係           | 取引の内容                     | 取引金額<br>(百万円) | 科目        | 期末残高<br>(百万円) |
|-----|---------------------|------------|---------------------------|-------------------------------------------------------|----------------------------|-------------------------|---------------------------|---------------|-----------|---------------|
| 子会社 | 株式会社<br>クスリの<br>アオキ | 石川県<br>白山市 | 300                       | 医薬品・<br>化粧品・<br>日用雑貨・<br>食品、調剤<br>薬局等の小<br>売業         | 所有<br>直接<br>100.0%         | 経営指導等<br>資金の貸付<br>役員の兼任 | 経営指導料<br>の受取<br>(注) 1.(1) | 1,638         | 未収入金      | 138           |
|     |                     |            |                           |                                                       |                            |                         | 配当金の受<br>取                | 31,160        | －         | －             |
|     |                     |            |                           |                                                       |                            |                         | 資金の貸付<br>(注) 1.(2)        | 35,712        | 短期<br>貸付金 | 45,712        |
|     |                     |            |                           |                                                       |                            |                         | 資金の回収<br>(注) 1.(2)        | 20,000        |           |               |
|     |                     |            |                           |                                                       |                            |                         | 利息の受取                     | 57            |           |               |
|     | 株式会社<br>ナルック<br>ス   | 石川県<br>白山市 | 50                        | 食品スーパー<br>マーケット<br>医薬品・化粧<br>品・日用雑<br>貨、調剤薬局<br>等の小売業 | 所有<br>直接<br>100.0%         | 経営指導等<br>資金の貸付<br>役員の兼任 | 資金の貸付<br>(注) 1.(2)        | －             | 長期<br>貸付金 | 3,150         |
|     |                     |            |                           |                                                       |                            |                         | 資金の回収<br>(注) 1.(2)        | 350           | 短期貸付金     | 350           |
|     |                     |            |                           |                                                       |                            |                         | 利息の受取                     | 11            |           |               |
|     | 株式会社<br>フクヤ         | 石川県<br>白山市 | 12                        | 医薬品・化粧<br>品・日用雑<br>貨、調剤薬局<br>等の小売業                    | 所有<br>直接<br>100.0%         | 経営指導等<br>資金の貸付<br>役員の兼任 | 資金の貸付<br>(注) 1.(2)        | －             | 長期<br>貸付金 | 1,420         |
|     |                     |            |                           |                                                       |                            |                         | 資金の回収<br>(注) 1.(2)        | 260           | 短期貸付金     | 260           |
|     |                     |            |                           |                                                       |                            |                         | 利息の受取                     | 5             |           |               |
|     | 株式会社<br>ミワ商店        | 香川県<br>三豊市 | 10                        | 食品スーパー<br>マーケット                                       | 所有<br>直接<br>100.0%         | 資金の貸付<br>役員の兼任          | 資金の貸付<br>(注) 1.(2)        | 1,140         | 長期<br>貸付金 | 1,140         |

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 経営指導料については、経営の管理・指導等の対価としての妥当性を勘案し、定められた料率を基に協議の上契約により決定しております。
- (2) 当社グループは、契約に基づきグループ内の資金の一元管理を行っており、当社は、子会社に対し契約の範囲内で貸付金による資金供給を適宜行っております。貸付金利については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。



## 7. 収益認識に関する注記

(顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報)

個別注記表「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記(3) 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

## 8. 1株当たり情報に関する注記

|                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 776円42銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 321円89銭 |

## 9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 10. その他の注記

該当事項はありません。

~~~~~  
(注) 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表に記載の金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年7月16日

株式会社クスリのアオキホールディングス
取締役会 御中

仰星監査法人
東京事務所
指 定 社 員 公認会計士 金 井 匡 志
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 中 山 孝 一
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社クスリのアオキホールディングスの2025年5月21日から2026年5月20日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社クスリのアオキホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年7月16日

株式会社クスリのアオキホールディングス
取締役会 御中

仰星監査法人
東京事務所

指 定 社 員	公認会計士	金 井 匡 志
監 務 執 行 社 員		
指 定 社 員	公認会計士	中 山 孝 一
監 務 執 行 社 員		

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社クスリのアオキホールディングスの2025年5月21日から2026年5月20日までの第28期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年5月21日から2026年5月20日までの第28期(2026年5月期)事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、当社グループの取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、当社グループの取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、当社グループの取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び子会社の店舗及び薬局において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役及び仰星監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年7月16日

株式会社 クスリのアオキホールディングス 監査役会

常勤監査役 三 賀 森 正 裕 ㊞

社外監査役 桑 島 敏 彰 ㊞

社外監査役 中 村 明 子 ㊞

以 上